

平成 24 年 12 月 17 日

尼 崎 市 長
稲村 和美 様

尼崎市立総合センター運営審議会
会 長 久 隆 浩

「総合センターの今後のあり方」についての意見書(案)

尼崎市立総合センター運営審議会(以下「運審」という。)は、尼崎市から提案のあった「総合センターの今後のあり方(たたき台)」(以下「あり方」という。)について、基本的に賛成します。

同和問題の解決については、行政の責務であり国民的課題として、昭和 40 年 8 月の国の同和対策審議会の答申を受けて、昭和 44 年に「同和対策事業特別措置法」が制定・施行される中、尼崎市においても、その早期解決に向けた様々な対策を実施してきました。

総合センターについても、同和問題の解決のため大きな役割を担ってきたものですが、法の期限が過ぎた今日においても、差別落書きや就職・結婚差別、土地差別、身元調査事件などにみられるように、同和問題や、外国人、女性、障害のある人などに対する根強い差別意識や偏見は、依然として残っています。さらに、国際化、情報化、少子・高齢化などの社会構造の変化に伴い、人権に関する新たな問題も生じています。このような状況を勘案しつつ検討した結果、次のとおり提起します。

1 「あり方」の記載に関すること

(1) 「総合センター」という名称については、「尼崎市同和対策審議会答申(昭和 45 年 1 月)」における「環境改善・福祉保健・産業振興・就労・教育など、各関係機関の総合施設とする」との文言を受け、住民サービスを総合的に担う施設として、昭和 46 年に名称を統一したものである。

今後、総合センターについては、社会福祉法に規定する「隣保館」的事業もできる尼崎市独自の施設として市条例等で位置付け、更に充実する方向で検討すること。

(2) 「あり方」の冒頭に、現在示しているのは「方向性」であり、具体的な見直しについては、今後、運審や市民の意見を聞きながら進めるということに記載すること。

(3) 「あり方」の総論に、総合センターが全市的、総合的な人権啓発の普及高揚を図るためのコミュニティ施設として、発展・展開を図ると記載すること。

(4) 指定管理者制度導入の目的については、総合センターを「人権啓発意識の普及高揚

を図る施設」とするために、施設の集約化を図り、指定管理者制度を導入するという表現で記載すること。

2 実施にあたり留意すべきこと

- (1) 総合センターの指定管理については、金額だけで選定できる施設ではないため、指定管理者を公募する際の選定条件を明確にすること。については、選定条件の検討に際して次の項目に留意すること。

「あらゆる人権」についての啓発活動が可能であること
地域の歴史及び経緯経過、現状を理解していること
人権相談に的確に対応できる人材確保ができること
地域関係団体との良好な関係を構築し、それらの団体と共に活動できること
総合センターの設置目的に沿った指定管理を行うことができること

- (2) 総合センターの指定管理については、指定管理者制度の導入に意義があり、地域が率先して指定管理者として担い得るよう支援すること。

- (3) 人権啓発推進委員会について、全市的にカバーできるように、また、地域的な状況が反映できるように見直しを進めること。

以上